

令和元年8月20日  
航空局航空機安全課  
東京航空局

## 株式会社ジャムコに対する業務改善命令について

株式会社ジャムコによる航空機用内装品の製造において、不適切な事案が確認されたことから、東京航空局は、本日付けで同社に対して航空法に基づく業務改善命令を行い、再発防止策等について報告するよう指示しました。

### 1. 経緯

東京航空局が、株式会社ジャムコの航空機内装品・機器事業本部（航空機用内装品の製造に係る認定事業場）に対し、航空法第134条に基づき立入検査（平成31年1月23日～25日、2月13日、14日、3月12日～14日、4月16日、令和元年5月14日～16日、7月17日、18日）及び報告徴収を実施したところ、航空機用内装品の製造において、以下のような不適切な事案が確認されました。

- ・ 外注部門が委託先担当者の複製印鑑を保有し、委託先が納品時に現品に添付する部品票に押印漏れがあった場合に代印していた事案及び誤記修正が必要な場合に部品票をジャムコが再発行してこれに代印していた事案
- ・ 製造委託した部品の検査を、適切な社内資格を有する検査員ではなく、資格を有さない者が実施していた事案

### 2. 要因・背景

要因・背景として、事業拡大、業務の増加に対応した検査員の育成・増員が適切に行われなかったまま納期を優先したこと、現場において安全意識やコンプライアンス意識が働かなかったことが、会社から報告されています。

また、当該事案については、認定事業場として必要な安全管理システムが十分に機能していなかったことも認められました。

### 3. ジャムコに対する業務改善命令

これを受け、本日、航空法第20条第5項の規定に基づき、同社に対し、出荷品の安全性の検証、不適切事案の要因・背景の分析を実施するとともに、具体的な再発防止策を講じた上で報告することを指示する業務改善命令を行いました。

添付資料：株式会社ジャムコに対する業務改善命令文書

<問い合わせ先>

○処分に関すること

東京航空局 安全統括室 航空機検査官 担当 野村、東晶  
TEL：03-5275-9325（直通） FAX：03-5216-5571

○認定事業場制度に関すること

航空局 安全部 航空機安全課 担当 小松、長谷  
TEL：03-5253-8111（内線：50213、50202）03-5253-8735（直通）FAX：03-5253-1661

東空検第4211号  
令和元年8月20日

株式会社 ジャムコ  
代表取締役社長 大喜多 治年 殿

国土交通省 東京航空局長  
柏木 隆久

### 業務の適正な実施について（業務改善命令）

貴社認定事業場（航空機内装品・機器事業本部（認定事業場番号094号））に対し、航空法（昭和27年法律第231号）第134条に基づき立入検査（平成31年1月23日～25日、2月13日、14日、3月12日～14日、4月16日、令和元年5月14日～16日、7月17日、18日）及び報告徴収を実施したところ、航空機用内装品の製造において、以下のような不適切な事案が確認された。

- ・ 外注部門が委託先担当者の複製印鑑を保有し、委託先が納品時に現品に添付する部品票に押印漏れがあった場合に代印していた事案及び誤記修正が必要な場合に部品票をジャムコが再発行してこれに代印していた事案
- ・ 製造委託した部品の検査を、適切な社内資格を有する検査員ではなく、資格を有さない者が実施していた事案

要因・背景として、事業拡大、業務の増加に対応した検査員の育成・増員が適切に行われず納期を優先したこと、現場において安全意識やコンプライアンス意識が働かなかったことが挙げられている。

また、認定事業場として必要な安全管理システムが十分に機能していなかったことも認められる。

貴社認定事業場は、航空機用内装品の製造に係る認定業務を適切に遂行し、航空機の安全を確保することが最大の使命であり、認定業務の適切な運営のためには、認定事業場として定める業務規程はもとより、安全管理規程で定める安全に係る基本方針の達成に向けて、最高責任者（航空機内装品・機器事業本部長）を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要であるとの認識のもと、航空法第20条第5項の規定に基づき、下記の措置の実施を命令する。

下記の措置を講じた上で、令和元年9月17日までに文書により報告すること。

なお、措置報告の内容は、貴社が3月に設置した第三者特別調査委員会による調査及び検証結果も踏まえたものとする。

措置内容については、当局として精査も行いつつ、実施状況を確認していくこととする。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことができる。

なお、本命令は、現時点で判明した事実に基づき実施するものであり、今後、必要に応じ追加の処分等を行う可能性がある。

## 記

### (1) 出荷品の安全性の検証

不適切な検査が確認された出荷品について、可及的速やかに安全性を検証し、必要な措置を講じること。

### (2) 不適切事案の要因・背景の分析及び再発防止策の策定

今般判明した不適切事案が生じた事実について、要因・背景を分析するとともに、以下に掲げるものを含めた具体的な再発防止策を策定し、実施すること。

#### (ア) 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育

管理職員や経営層を含む全社員に対して安全意識の徹底及び法令、規程等の遵守に係る教育を行うこと。

#### (イ) 安全管理体制の抜本的見直し

安全に影響を及ぼす事象が発生した場合など、重要なものについて管理職員はもとより経営層にまで当該情報が共有された上で、適切に評価・分析を行い、必要な再発防止策を講じられるよう、貴社の安全管理体制を抜本的に見直すこと。

#### (ウ) 業務実施体制の見直し

認定業務を確実に実施するため、事業計画上の業務量に応じ必要な知識・能力を有する者の適切な配置、業務手順の遵守及び手順変更の適切な実施など、貴社の業務実施体制を抜本的に見直すこと。

以 上